主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人篠原陸朗の上告理由について。

しかし、論旨第一点摘録のような判示があつたからといつて、原審が予断をもつて裁判したとはいえないこと勿論であり、その他の論旨は、原審が適法にした証拠申出の採否、証拠の取捨判断、事実の認定を争うに帰し、すべて採用に値しない。よって、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克